

一般社団法人仙台経済同友会と学校法人朴沢学園との 包括連携に関する協定書

一般社団法人仙台経済同友会（以下「甲」という。）と学校法人朴沢学園（以下「乙」という。）は、相互に連携協力し、宮城県内における部活支援プロジェクト及び指導者の人材発掘、育成に取り組むために、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙及び乙が設置する仙台大学及び仙台大学附属明成高等学校が相互に連携協力による取り組みを促進し、甲が行う宮城県内での部活支援プロジェクトの振興および及び指導者の人材発掘、育成に寄与することを目的とする。

（事業分野）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携・協力するものとする。また、連携・協力事項を効果的に推進するために定期的に協議を行い、具体的な項目に関しては協議の上、決定するものとする。

- （1）部活支援プロジェクトへの協力。
- （2）プロジェクトにおける人材確保に関すること。
- （3）甲及び乙による就職イベントに関すること。
- （4）部活動の地域移行及びスポーツ振興に関すること。
- （5）その他、前条の目的を達成する為に双方が必要と認める事業。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項の連携及び協力の検討並びに実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

（実施の方法と経費）

第5条 甲と乙は、目的を達成するための事業を実施する場合、原則として個別事業ごとに甲と乙双方の担当部署において協議し、また、必要経費の負担についても双方協議の上定めるものとする。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6-1
仙台第一生命タワービルディング12階
一般社団法人仙台経済同友会 代表幹事

乙 宮城県青葉区川平2丁目26-1
学校法人朴沢学園 理事長